

第23回たつの市農業委員会総会（10月定例会）議事録

令和4年10月26日（水）午前10時から第23回たつの市農業委員会総会（10月定例会）を新館4階災害対策本部兼大会議室において招集した。

出席委員17名 欠席委員 2名

1	上田 常雄	2	八木 正邦	3	永富 元	4	右田 太郎
5	岩田きん子	6	三村 誠	7	丸山 忠昭	8	大西 正清
9	小河 純一	10	水田 達實	11	山本 哲也	12	真殿 利晴
13	宮本 峰男	14	保田 義一	15	緒方 光男	16	猪澤 敏一
17	長谷川澄男	18	高見 昭義	19	大橋 正典		

事務局の出席者 2名

主 幹	井口 大介	副主幹	武田 かおり
-----	-------	-----	--------

1 開 会

○会長（猪澤敏一委員）

あいさつ（内容省略）

2 開会宣告

○議長（猪澤敏一委員）

只今から第23回たつの市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員数等について、事務局から報告させます。

○事務局（井口大介君）

命によりご報告します。本日ただ今の出席委員数は17名でありますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、会議は成立しております。

なお、大西委員及び小河委員からは欠席の届出を受けています。

たつの市農業委員会会長専決規程により、専決処分した

- ・利用目的の変更届について

- ・農地法第 4 条の規定による使用目的変更の届出について
- ・農地法第 5 条の規定による使用目的変更及び所有権移転・売買の届出について
- ・農地法第 18 条の規定による合意解約の通知について

を別紙資料として、お手元に配布いたしておりますので、ご熟読の上、ご了承願います。

尚、議案 5 ページ、議案第 154 号 8538 の案件に関しましては、書類不備につき保留、同じく議案第 154 号 8541 の案件に関しまして、前回取得されている農地が十分に活用されていない状況であることから、申請者に確認中であるため、保留としますので、議案から削除をお願いいたします。

3 会議宣告

○議長（猪澤敏一委員）

これより会議に入ります。

日程第 1「議事録署名委員の指名について」を議題といたします。

たつの市農業委員会会議規則第 18 条第 2 項の規定に基づき、10 番水田達實委員、11 番山本哲也委員にお願いします。

（「はい」）との声）

次に、日程第 2「議案第 150 号 非農地証明願の承認について」を議題といたします。

事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井口大介君）

「議案第 150 号 非農地証明願の承認について」

農地法第 2 条に規定する農地ではない旨の証明願が 3 件出ておりますのでご説明いたします。

1 件目の願い出地は、神岡町 [REDACTED] の登記地目・畑、現況は宅地、面積は 13 m²です。願い出人は、[REDACTED]、[REDACTED]、土地を売却するにあたり、現況に合わせたいとの願い出がありました。

20 年以上農地でないことは、空中写真において、昭和 55 年以前から宅地であることを確認し、地元自治会長からの確認書も提出されております。また、担当委員及び事務局職員の現地調査で、現在も宅地であることを確認しましたので、農地に復元することは不可

能と判断しました。

2 件目の願い出地は、菅田町[]の登記地目・畑、現況は宅地、面積は 198 m²です。願い出人は、[]、土地を現況に合わせたいとの願い出がありました。

20 年以上農地でないことは、登記書類において、平成 11 年と 12 年に物置と住宅が新築され、申請地番に入り込んでいることを確認しました。また、担当委員及び事務局職員の現地調査で、現在も宅地であることを確認しましたので、農地に復元することは不可能と判断しました。

3 件目の願い出地は、神岡町[]の登記地目・田、現況はその他、面積は 52 m²です。願い出人は、[]、水路として使用しているが、この度、土地の一部を通路として貸出すにあたり、現況に合わせたいとの願い出がありました。

20 年以上農地でないことは、地元自治会長からの確認書により水路であることを確認しました。また、担当委員及び事務局職員の現地調査で、現在も宅地であることを確認しましたので、農地に復元することは不可能と判断しました。

いずれも周辺農地に影響もなく、非農地と認定できるものと考えます。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので、原案のとおり承認することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、「議案第 150 号」は原案のとおり承認されました。

○議長（猪澤敏一委員）

次に、日程第 3「議案第 151 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転・贈与の承認について」を議題といたします。

なお、1 件目、議案番号 8529 については、私、猪澤に関する事

項を含んでおりますので農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により議事参与が制限されておりますので退席いたします。

この案件に関する議事進行は、本日、大西職務代理者が欠席されているため、地方自治法第百七条の規定に準じ、最年長の宮本峰男(みやもと みねお)委員にお願いしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声)

ご異議ありませんので、宮本峰男(みやもと みねお)委員に議事進行をお願いいたします。

(猪澤委員 退席)

○議長(宮本峰男委員)

会長が退席の間、議長を務めさせていただきます。

それでは議案第 151 号 8529 について事務局に議案を朗読させ説明させます。

○事務局(井口大介君)

「議案第 151 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転・贈与の承認について」

3 条案件は 2 件出ていますが、まず、1 件目につきまして、ご説明いたします。

申請地は、揖西町[REDACTED]の田で面積は 1,000 m²、譲受人は[REDACTED]、譲渡人は、[REDACTED]、譲渡人は、高齢で後継者もなく、市外在住であり農地の管理が難しいため、この地域で手広く耕作されている譲受人に贈与するものです。

譲受人が必要な農作業に従事し取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、この地域において手広く耕作されており、必要な農機具一式も所有していますので、すべての農地を効率的に利用するものと見込まれます。

次に、耕作面積が 30 a に達しているかについては、現在の耕作面積が 790,762.63 m²ですので条件を満たします。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕

作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと考えます。

よって、農地法第3条第2項の不許可の要件に該当しませんので許可相当と考えます。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（宮本峰男委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので原案のとおり承認することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、「議案第151号」8529は原案のとおり承認されました。

ここで議長を交代します。

（猪澤委員 入室）

○議長（猪澤敏一委員）

次に2件目、議案番号8531について、事務局に議案を朗読させ説明させます。

○事務局（井口大介君）

2件目の申請地は、菅田町[]の田で面積は661㎡、譲受人は[]、譲渡人は、[]、譲渡人は高齢であり今後農業をすることが難しいと考えていたところ、耕作面積を増やしたいと考えていた譲受人が現れ、贈与するものでございます。

譲受人が必要な農作業に従事し取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は地域において手広く耕作しており、必要な農機具も所有しているため、今後もすべての農地を効率的に利用するものと見込まれます。

次に、耕作面積が30aに達しているかについては、現在の耕作面積が5,049㎡ですので条件を満たします。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと考えます。

よって、農地法第3条第2項の不許可の要件に該当しませんので

許可相当と考えます。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので原案のとおり承認することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、「議案第 151 号」8531 は原案のとおり承認されました。

次に、日程第 4「議案第 152 号 農地法第 5 条の規定による使用目的変更及び賃貸借権設定に対する意見について」を議題といたします。

事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井口大介君）

「議案第 152 号 農地法第 5 条の規定による使用目的変更及び賃貸借権設定に対する意見について」

5 条使用貸借権設定の案件が 1 件でていますので、ご説明いたします。

申請地は、神岡町■■■■の田で、面積は 148 m²の内 25.32 m²です。農地区分は、住宅、事業の用に供する施設等が連坦する 3 種農地（3-(3)）と判断します。

申請人は、借受人が神岡町■■■■、貸渡人は■■■■、■■■■、転用目的は、譲受人が古民家カフェを開業するにあたり、貸出人から農地の一部を借用し、進入路として使用するものでございます。

なお、当該地は、市街化調整区域でございます。

土地の造成期間は、許可後 14 日間でございます。

必要な資金は自己資金で賄う予定ですが、金融機関の残高証明で必要な資金が準備できていることを確認しました。

建築許可申請済でありまして、転用の妨げとなる権利設定や、他の法令による手続きも必要ありませんので、許可後は計画どおり転

周辺営農への影響については、隣接農地はなく、万が一被害が発生した場合は善処するとのことですので、周囲の営農に支障はないものと考えます。

事務局からの説明は以上でございます。

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

ご発言がないので原案のとおり許可相当と意見を付して進達することに決してご異議ありませんか。

ご異議なしと認め、「議案第 152 号」は原案のとおり許可相当と意見を付して進達することに決しました。

事務局に議案を朗読させ、説明させます。

「議案第 153 号 農地法第 5 条の規定による使用目的変更及び使用貸借権設定に対する意見について」

1 件目の申請地は、新宮町[]の畑で、面積は 422 m²、農地区分は、集落に接続して設置される日常生活上必要な施設であり第 1 種農地（⑤-5）に該当すると判断します。

土地の造成期間は、令和4年12月10日から30日間、施設の建

設期間は、令和 5 年 1 月 10 日から 100 日間でございます。

必要な資金は自己資金で賄う予定ですが、金融機関の残高証明で必要な資金が準備できていることを確認しました。

転用の妨げとなる権利設定や、他の法令による手続きも必要ありませんので、許可後は計画どおり転用するものと見込まれます。

周辺営農への影響については、隣接農地の同意を得ており、万が一被害が発生した場合は善処するとのことですので、周囲の営農に支障はないものと考えます。

2 件目の申請地は、揖保川町[]の田で、面積は 610 m²の内 440.51 m²です。農地区分は公共施設等から至近距離であり、3 種農地（3-(2)）と判断します。

申請人は、借受人が[]、貸出人は[]。転用目的は、住宅を新築するにあたり、祖母所有の土地を借り受けるものでございます。

なお、当該地は、市街化調整区域でございます。

土地の造成期間は、30 日間、住宅の建設期間は、90 日間でございます。

必要な資金は自己資金で賄う予定ですが、金融機関の残高証明で必要な資金が準備できていることを確認しました。

建築許可申請済でありまして、転用の妨げとなる権利設定や、他の法令による手続きも必要ありませんので、許可後は計画どおり転用するものと見込まれます。

周辺営農への影響については、隣接農地の同意を得ており、万が一被害が発生した場合は善処するとのことですので、周囲の営農に支障はないものと考えます。

よって、いずれも農地法第 5 条第 2 項の不許可の事項に該当しませんので許可相当と考えます。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので原案のとおり許可相当と意見を付して進達することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

次に、日程第 6「議案第 154 号 農地法第 5 条の規定による使用目的変更及び所有権移転・売買に対する意見について」を議題といたします。

○事務局（井口大介君）

5条所有権移転・売買の案件は、3件の内、2件が保留となりましたので、1件目 8516 のみとなります。

申請人は、譲受人が[REDACTED]、[REDACTED]、譲渡人は[REDACTED]、[REDACTED]、転用目的は、実家近くに地縁者住宅を新築するものです。

土地の造成期間は、令和4年11月1日から20日間、住宅の建設期間は、令和4年12月1日から100日間の予定でございます。

建築許可申請済でありまして、転用の妨げとなる権利設定や、他の法令による手続きも必要ありませんので、許可後は計画どおり転用するものと見込まれます。

よって、農地法第 5 条第 2 項の不許可の事項に該当しませんので許可相当と考えます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

(「なし」の声あり)

ご発言がないので原案のとおり許可相当と意見を付して進達することに決してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認め、「議案第 154 号」は原案のとおり許可相当と意見を付して進達することに決しました。

次に、日程第 7「議案第 155 号 農地法第 5 条の規定による使用目的変更及び所有権移転・贈与に対する意見について」を議題いたします。

事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局

「議案第 155 号 農地法第 5 条の規定による使用目的変更及び
所有権移転・贈与に対する意見について」

5条所有権移転・贈与の案件が1件出ていますので、ご説明いたします。

申請地は、神岡町[REDACTED]外1筆の田及び畑で、面積はそれぞれ502 m²の内281.52 m²、753 m²の内74.41 m²となっております。農地区分は第1種農地ですが、住宅を建設するため集落に接続して設置される日常生活上必要な施設であり、例外的許可事由（⑤-5）に該当すると判断します。

申請人は、譲受人が[] []、譲渡人は、[] []、転用目的は、実家に隣接する父所有の農地を譲り受け、地縁者住宅を建築するものでございます。

土地の造成期間は、許可後 60 日間、住宅の建設期間は、造成後 90 日間でございます。

必要な資金は自己資金で賄いますので、金融機関の残高証明書で必要な資金が準備できていることを確認しました。

建築許可申請済でありまして、転用の妨げとなる権利設定や、他の法令による手続きも必要ありませんので、許可後は計画どおり転用するものと見込まれます。

周辺営農への影響については、隣接農地の同意を得ており、万が一被害が発生した場合は善処するとのことですので、周囲の営農に

支障はないものと考えます。

よって、農地法第 5 条第 2 項の不許可の事項に該当しませんので許可相当と考えます。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（会長）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので原案のとおり許可相当と意見を付して進達することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、「議案第 155 号」は原案のとおり許可相当と意見を付して進達することに決しました。

4 閉会宣告

○議長（猪澤敏一委員）

以上で本日の議事は、全部終了しました。これをもって、本日の定例会を閉じます。

閉会宣告 午前 10 時 35 分

たつの市農業委員会会議規則第 18 条第 2 項の規定により署名する。

令和 4 年 10 月 26 日

たつの市農業委員会議長
(会 長)

議事録署名委員
(10 番水田達實委員)

議事録署名委員
(11 番山本哲也委員)